

令和6年11月8日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和6年11月8日（金）午後2時 田辺市新庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 17番 長嶺 博司
18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者 16番 川井 洋之

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 17番 長嶺 博司 18番 松本 平男

議長 長 皆さんこんにちは、先日、西牟婁農業プロジェクト協議会に出席したんですけども、今年度の活動中間報告というのを、西牟婁振興局の担当から受けました。その中で、南高梅の着花安定対策ということで、開花期の気象条件等によって、作柄が左右されるので、徒長枝の発生を抑制して、結果枝や花芽の充実を促進する、摘心栽培というのがあるんですけど、ご存じであると思うんですけど、そういうものとかの直乗せで南高梅の受粉樹となるセイシュウ、という品種なんですけども、その導入について、紀南農協、梅研究者らと一緒に推進していくという、そういう報告がありました。南高の受粉樹としては、以前はエヌケイというのがあるんですけども、今はセイシュウで、エヌケイより若干玉が大きいということで、私のところにももうすぐ苗が入るんですけども、受粉樹にしていこうと、推奨していくらしいです。玉も大きいんですけども、黒星病にも強い、そういうことも聞いております。ただ、干し梅については、エヌケイとかセイシュウというのは、一緒に混ぜても南高梅で問題がないらしいですが、手取りで、青梅で出す場合は、雑梅になるらしいです。皆様ご存じかもしれませんが、私は分からなかったので、一度お知らせしておこうかと思ったんですけども、そういうことで注意が必要かと思います。その他、ヒメヨコバイが収穫後に、私のところでも大量発生しているんですけども、葉の養分を吸われて黄色くなっている木とか、すでに落葉している木については、来年の成りに少し影響があるんじゃないかという風にも話しておりました。今後、異常気象というのが作物にどういう影響を及ぼすのか、不安になったしだいです。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて事務局の説明をお願いします。

農振課 山崎 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1、620㎡、他1筆、合計2、662㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和6年10月9日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、680㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借

の合意解約をした日は令和6年9月30日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 916㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年10月8日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 157㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年12月1日から令和7年11月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 989㎡の内300㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の花弁、年間12,000円、持参払い、期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、13, 453㎡の内4, 500㎡、他1筆、合計5, 963㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年12月1日から令和9年11月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、680㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年12月1日から令和12年11月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 530㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年12月1日から令和26年11月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、683㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のブルーベリー、年間14,000円、口座払い、期間は令和6年12月1日から令和7年11月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 191㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和6年12月1日から令和9年11月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、711㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜・花弁、期間は令和6年12月1日から令和11年11月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、414㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の麦、期間は令和6年12月1日から令和7年11月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、981㎡、他3筆、合計5, 778㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・柑橘、期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、552㎡、他1筆、合計885㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・野菜、期間は令和6年12月1日から令和9年11月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、652㎡、他1筆、合計1, 398㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日の新規です。合計12件、18筆、20, 690㎡、貸し手11名、借り手3名です。ご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、14, 047㎡の内1, 669㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、

〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間1, 500円、持参払い、期間は令和2年12月1日から令和12年12月31日の新規でしたが、経営継承の為、貸し手を〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に、借り手を〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 056㎡、他2筆、合計4, 562㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日の更新でしたが、相続の為、貸し手を〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。以上変更2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番、5番、6番について、異議ございません。

議 長 はい、7番、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番、8番について、〇〇〇〇で農業を行われている方です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の畑なんですけども、借り手の〇〇さんは1年間麦を栽培したいということです。何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、変更の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。経営移譲のための変更であり、異議ございません。

議 長 はい、変更の2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。記載にあるように相続のための変更ですので、異議ございません。

議 長 はい、以上14件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございました。

(農振課 山崎退席)

議長

はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、16番川井洋之委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、17番長嶺博司委員さん、18番松本平男委員さんよりしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員

1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は214㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,061㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は504㎡、他1筆、合計1,236㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は534㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,157㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は559㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は267㎡、他13筆、合計3,686㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は189㎡、他5筆、合計1,283㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は128㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は184㎡、他1筆、合計334㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は19㎡、他4筆、合計949㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上11件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは、第3条申請の逐条審議をお願いしますが、〇〇委員さんに係る案件がございますので、6番を除いて逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。近所の同級生同士の売買で、〇〇さんの畑が、〇〇さんの畑に隣接していることです。異議ございません。2番についても、異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。あっせんによる売買です。異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、8番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9番、10番、11番について、異議ございません。
議	長	はい、議案第1号農地法第3条申請10件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。では、〇〇委員退席願います。 (〇〇委員退席)
議	長	それでは、6番について逐条審議をお願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇さんは、営農規模を縮小したいと考えていたようで、隣接している〇〇さんに耕作していただきたいという話があったとのことです。異議ございません。
議	長	はい、6番について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい。それではそのようにさせていただきます。では、〇〇委員着席願います。 (〇〇委員着席)
議	長	続きまして、議案第2号農地法第5条申請について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は2,086㎡、他1筆、合計2,701㎡、続きまして、土地の所在は〇〇〇、〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は875㎡、他1筆、合計1,311㎡、もう一箇所ありまして、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,194㎡、他2筆、合

計 2, 180 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は〇〇〇〇外 1 筆が、太陽光発電施設、2, 701 m²、49.5 kW、パネル 314 枚、〇〇〇〇外 1 筆が、太陽光発電施設、875 m²、49.5 kW、パネル 80 枚、資材置場 436 m²、合計 1,311 m²、〇〇〇〇外 2 筆が、太陽光発電施設、2,180 m²、49.5 kW、パネル 222 枚、着工日、工事期間は許可日より 7 ヶ月以内、農用地の内外は令和 5 年 10 月 20 日抜きとなっています。隣接同意は有り一部無で、経過書が添付されています。内容についてですが、9 月 5 日頃に〇〇〇〇様宅を訪問しましたが、実際には〇〇様本人は登記の住所にはおられず、〇〇〇〇在住とのことでしたが、〇〇〇〇の農地の管理はご家族がされているとのこと、ご説明させていただきましたが、家の前にソーラーは困ることと反対であった。翌週 10 日頃再度訪問し、〇〇様から連絡するよう取り計らうとのこと、ご連絡を待っておりましたが、連絡はなく、翌週の 18 日頃、再度お伺いし、電話番号をいただきコンタクトが取れました。ご意見としては、家族の者から計画は聞いており、計画は把握しているが、現在居住している家族の意見と同じく家の前にソーラーは反対とのことでした。その際、後日計画書などを〇〇〇〇にお持ちして説明させていただけないかの申し出をしたが、内容は把握しており、来て説明してもらっても同じとのことでした。〇〇〇〇様については、9 月 5 日頃〇〇様宅を訪問させていただき、すぐには回答できないが同意できないという旨のご意見をいただきました。翌週、10 日頃お電話をいただき、同意ができない旨の意思をいただきました。その時に反対の理由を文書にしたので取りにくるようにとのことでしたので、後日伺いました。内容は①管理面で不安があること。②土地の造成はどうするのか反射や排水について。③事故などが発生したときに不安であること。④積雪や台風での事故について。⑤ハザードマップにかかっているのではないかと指摘。があり、これらに対して翌週 18 日頃各質問の回答をお持ちしました。その後、本人様が時間の関係で私への連絡が困難なためと思われますが、代理人を名乗る方から連絡があり、「〇〇様は太陽光は反対だが、本当にやる御予定か？」という連絡があり、再度説明もさせていただきました。その際、当該代理の方より、また何かあれば連絡させてもらうとのことだったので、申請書の提出予定の日まで待ちましたが、ご連絡はいただけておりません。〇〇〇〇様についてですが、8 月中旬頃お伺いしてご説明ののち、ご同意の印鑑をいただきましたが、その後同意を取り消したいという旨の話があり、お電話にてお話をうかがいましたところ、TVなどで太陽光の事故を見ているうちに本地がハザードマップに一部かかっているため、怖くなって同意を取り消したいとの申し出がありました。とのこと。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で第 2 種農地です。以上 1 件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第 5 条第 2 項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議

長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見

		を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。先日、11月6日に現地調査に行ってまいりました。〇〇委員さんと事務局とで、5条申請1件、2条証明1件の合計2件を調査してまいりました。それでは、5条申請について報告させていただきます。ここは2ヶ所に分かれていますので、それぞれ説明します。1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500mの位置で、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田が2筆、同意がありません。と里道です。西側が畑、同意あり。と山林。南側が山林、北側が田、同意あり。と水路でございます。水利同意は不要です。同意なしの理由等については、事務局の説明のとおりです。転用理由、選定理由は、譲渡人は相続により取得したが、居住地から遠く、管理が困難となっていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として転用するものです。転用内容は、太陽光発電施設、パネル314枚、49.5kw発電設備と、パネル80枚、49.5kw発電設備の合計2基設置、太陽光発電に係る資材置場とするとのことです。切土盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。続いてもう一か所です。申請場所は〇〇〇〇より北へ約500mの位置で、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、同意あり。と畑2筆、それぞれ同意ありと同意なしです。西側が山林と雑種地と里道。南側が山林。北側が畑、同意あり。と公衆用道路と里道でございます。水利同意は不要です。同意なしの理由等については、事務局の説明のとおりです。転用理由、選定理由は、先ほどと同様です。転用内容は、太陽光発電施設、パネル222枚、49.5kw発電設備です。切土盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。特に問題ないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。地元の方の何人かから、太陽光発電の設置について、反対意見が出ております。しかし、先ほどの現地調査委員の報告と同じく、周辺農地の営農に支障が出るような点は見当たりませんでした。よって、致し方なしというところでございます。異議ございません。
議	長	はい、議案第2号農地法第5条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	6ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は346㎡、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2条申請について、報告させていただきます。申請場所は〇〇〇〇より東へ約300mにあり、現況は雑種地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が市道、西側が宅地、南側が宅地と市道、北側が宅地となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、シキミやサカキの優良苗木を選別栽培する試験園地として開設されましたが、平成21年の閉園以降は活用されず、現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,620㎡、他1筆、合計2,662㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は〇〇〇〇が2,000kg、〇〇〇〇が400kgです。希望価格は220万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,020㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,100kgです。希望価格は120万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,763㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は4,900kgです。希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,653㎡、他2筆、合計5,219㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,500kgです。希望価格は150万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上4件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは高齢の方で、旦那さんもすでに亡くなられており、自分自身は畑仕事を続けられない。子供さんはおられますが、農業の後継者ではないので、この際、早く処分をしておきたいということであっせんの申し出がありました。この2筆については、隣接しており一体として作付けしておりまして、一筆は平地で、もう一筆は緩やかな傾斜で、現在は、古木もあるんですけども、植替え中のところもあります。以上です。はい、2番と3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番の案件ですけども、〇〇さんも高齢で、子供さんもおられるんですがサラリーマンということで、耕作されないで誰か買っていたきたいということで申し出がありました。3番の〇〇さんも、後

		継者がおりませんので買っていただきたいということです。2番と3番の農地は隣り合わせの、〇〇〇〇というところのパイロットです。〇〇〇〇も来ております。スプリンクラー設備もございます。以上です。
議	長	はい、4番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。畑の場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から南側を見ますと山並があるんですけども、尾根が〇〇〇〇との境目になりますが、尾根の北側、〇〇〇〇向きの方の畑になります。スプリンクラーは設置されております。〇〇さんは、お子さんはいらっしゃるんですが、農業の後継者ではありませんので、ある程度畑を処分していきたいということで、あっせんの申し出を受けた次第です。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出4件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。2番と3番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。4番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくお願いします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は976㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年10月16日、価格は60万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顚末について報告をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。10月16日午後1時から、〇〇〇〇に、売渡人の砂野さん、譲受人の〇〇さん、〇〇委員、〇〇委員と私が集まり、あっせんを行いました。買受人の〇〇さんは認定農業者であり、今後この農地をきちんと管理していただけるものと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は73㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、

使用目的及び規模は農業用倉庫2棟、18㎡、転用面積73㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。10月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件と、5条申請3件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後4時00分終了